第１号様式

研究委託申請兼委託費積算依頼書

年　　　月　　　日

　大分県産業科学技術センター

　　センター長　○○　○○　殿

住所

名称

代表者職氏名

　大分県産業科学技術センター受託研究実施要領第２条の規程により、下記のとおり研究を委託したいので、係る研究経費を積算してください。

記

１　研究課題名

２　研究目的

３　研究内容

４　研究実施期間

　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで

５　研究用資材及び設備の提供についての希望

６　研究補助者の派遣についての希望

**大分県産業科学技術センター受託研究実施要領**

（趣　旨）

第１条　大分県産業科学技術センター（以下「センター」という）が、企業等からの委託により実施する研究（以下「委託研究」という）に取り組むことにより、企業が抱える技術課題の解決による企業技術の確立及び新技術・新製品の開発を支援し、また、委託研究の成果を企業等に技術移転することにより、地域産業の発展に寄与する。

（研究委託の申請及び委託費の積算依頼）

第２条　センターに研究を委託しようとする者は、研究委託申請兼委託費積算依頼書（第１号様式）をセンターの長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

（受託の基準）

第３条　委託研究は、センターの業務に支障がない範囲内で、次の各号に該当する場合に実施する。

　（１）センターが行う試験研究と関連して実施することが必要又は有益であると認められるもの

　（２）センターの施設若しくは機器、又はその職員の有する専門技術が、特に必要であると認められるもの

　（３）前各号に掲げるもののほか、センターで実施することが、特に必要又は有益であると認められるもの

（受託の可否）

第４条　センター長は、第２条による研究委託費積算依頼書を受領したときは、前条の基準に基づいて、受託の可否を決定し、受託するときは、第５条の算定基準によって積算した研究費積算及び受託研究契約について（第２号様式の１）を申請者に回答しなければならない。受託しないときは、研究の受託について（通知）（第２号様式の２）を申請者に通知しなければならない。

（委託料）

第５条　委託研究を行うための費用（以下「委託料」という）は、別に定める算定基準により算出された金額とする。

（委託研究の実施）

第６条　委託研究は、センター長と、センターに研究を委託する者（以下「委託者」という）との間に締結する研究委託契約に基づいて実施する。

（研究委託契約の締結）

第７条　研究委託契約は、委託者の定める規程に基づき締結するものとし、委託者の定める規程等が特にない場合は、第３号様式により契約を締結するものとする。

（その他）

第８条　その他、必要事項については、センター長と委託者の協議のうえ、取り決めるものとする。

附　則

この要領は平成１１年９月７日から施行する。

附　則

この要領は平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は平成２８年７月１２日から施行する。

附　則

この要領は令和３年４月１日から施行する。

委託料の算定基準

◆旅　費

・旅費は、当該研究のための調査等に要する旅費とし、大分県職員の旅費規程による額とする。

◆消耗品・材料費

・消耗品費は、当該研究に使用する消耗器材、ソフトウェア、薬品、工具、文具等の合計額とする。

・材料費は、当該研究に使用する材料等の額とする。

◆役務費

・役務費は、当該研究に必要な材料・資材等の運搬費、郵便、電話料等とする。

◆賃　金

・委託研究を実施する場合に必要な補助員に支払う賃金は、県の規程に準ずるものとする。

◆負担金

・負担金は、当該研究のための技術調査等（セミナー、学会）における参加費等とする。

◆その他

・委託者と協議のうえ必要と認められる経費とする。

◆一般管理費

・委託研究を実施するうえで発生する間接的経費として、上記合計額の上限１０％を徴収するものとする。